

# 重要なお知らせ(保存版)

## 事故を防ぎ、長く安全に使うために 「長期使用製品安全点検制度」が 平成21年4月1日からスタート。



製品が古くなると部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こすことがあります。

「長期使用製品安全点検制度」\*では、メーカーに所有者登録することで、

適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

下記の対象製品(特定保守製品)を購入した場合は、メーカーに所有者登録をしましょう。

\*消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された制度です。

### 対象製品 (特定保守製品)



平成21年4月1日からは  
現在お使いの製品\*も  
点検可能ですので、  
詳しくはメーカーに  
お尋ねください。

\*平成21年4月1日よりも前に製造・輸入された製品



経済産業省

1

販売者\*から点検制度についての  
説明を受けます  
※工務店、不動産販売業者等の場合もあります。



2

所有者票を返送します  
(メーカーに所有者登録)



## 特定保守製品 を買ったら

「長期使用製品安全点検制度」は、  
メーカーに登録された所有者へ点検時期を知らせ、  
点検を促すことで事故を防止するための制度です。

所有者票を返送し、登録をしましょう。

点検時期が来たら点検を受けましょう。



5 点検を受けてます



4 メーカーに点検を依頼します  
※点検には料金がかかります。

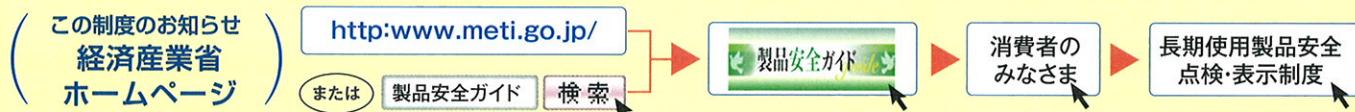


3 点検時期が来たら  
通知が届きます

※所有者登録いただいた情報は、点検通知、リコール等製品安全に関するお知らせ以外には用いられません。

事故が起きると、周りの人にも迷惑がかかります。製品の所有者・家主は、**点検を受けるなどの保守に努め**、  
製品を使う人、周りの人の安全にも配慮しなければなりません。点検時期の通知を受け取るためには、  
所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めに登録先(メーカー)に知らせましょう。

※賃貸住宅・アパートなどで製品を家主が設置・所有している場合は、家主が所有者登録してください。



**[この制度の問い合わせ先]** 経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

経済産業省  
商務流通グループ 製品安全課

**03-3501-4707** (直)

北海道経済産業局  
産業部消費経済課 製品安全室

**011-709-1792** (直)

東北経済産業局  
産業部消費経済課 製品安全室

**022-215-9887** (直)

関東経済産業局  
産業部消費経済課 製品安全室

**048-600-0409** (直)

中部経済産業局  
産業部消費経済課 製品安全室

**052-951-0576** (直)

近畿経済産業局  
産業部消費経済課 製品安全室

**06-6966-6098** (直)

中国経済産業局  
産業部消費経済課 製品安全室

**082-224-5671** (直)

四国経済産業局  
産業部消費経済課 製品安全室

**087-811-8526** (直)

九州経済産業局  
産業部消費経済課 製品安全室

**092-482-5523** (直)

内閣府沖縄総合事務局  
経済産業部 商務通商課

**098-866-1731** (直)

※個別の製品に関するお問い合わせは、メーカーにご連絡ください。